

資 料 英米判例研究 (18)

名誉毀損訴訟に対する「公正な論評」 の抗弁における「公正さ」の判断基準

早稲田大学英米判例研究会
(代表 矢頭 敏也)

はしがき

第1 公正な論評における公正さの判断については、名誉毀損の陳述が含まれているとされる文書のみを検討すればよいとした事件（テルニコフ事件貴族院判決）

- 1 本件の事実関係ならびに第一審および控訴院判決
- 2 当事者（最終上訴）の主張
- 3 貴族院における争点および判決
- 4 判決の要旨

第2 関連判例

第3 解説

- 1 名誉毀損法および公正な論評についての概説
- 2 テルニコフ事件判決の理論構造

は し が き

この判例研究は、早稲田大学大学院法学研究科において私が担当する英米法講義の中で取り上げた判例を対象として行なわれたものである。

本稿は、参加した諸君それぞれが行なった報告および討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、テルニコフ対マツセヴィッチ事件を紹介し、さらに、公正な論評の抗弁について貴族院が詳細な検討を行なった最近、といっても約40年前のケムズレー対フット事件（*Kemsley v. Foot* [1952] A. C. 345）ならびに名誉毀損および公正な論評の抗弁について、ごく簡単な紹介を付け加えたものである。佐野隆君が全体をとりまとめた原稿に、最後に矢頭が目を通して作成された。

名誉毀損法において、「公正な論評」の抗弁 (the defence of “fair comment”) は、言論の自由の砦あるいは防波堤であると一般に考えられている。後に簡単に述べられるように、公正な論評であるとされるためには、発表された陳述が、事実 (fact) を述べたものではなく、公の利益＝関心 (public interest) にかかわる事柄についての論評 (comment) であり、かつ、その論評が公正である (fair) ことが要求される。本稿において取り上げたテルニコフ事件においては、原告は被告の陳述の内容が原告の名誉を毀損すると申し立て、被告側が公正な論評の抗弁を援用した。判例の内容については、本文中でかなり詳細に紹介されるが、第 1 の争点、すなわち、「事実」か「論評」かを判断する際に、被告が発表した陳述のみを検討すればよいのか、または、それに加えて、被告の陳述、批判の対象となった原告の陳述をも考慮に入れて検討すべきか、については、貴族院の 5 人の裁判官のうち 4 人は、被告の陳述のみを検討して判断すればよいと判示し、他の 1 人は、両者の陳述を視野に入れるべきであるとの反対意見を述べた。

第 2 の争点である公正であるか否かの決定については、従来、判例、学説に二つの対立する考え方があった。一つは主観的基準 (subjective test) に基づく考え方 (Gatley on Libel and Slander, 8th ed., 1981, para 729; Slim v. Daily Telegraph, [1968] 2 Q. B. 157, 170; Harris v. Lubbock, The Times, 29 October 1971; etc.), 第 2 は客観的基準 (どのような先入主的偏見をもち、もしくは頑固であろうとも、人が被告によって表明された見解を率直に抱きうること) によるべしとする考え方 (Duncan & Neill on Defamation, 2nd ed., 1983) である。この第 2 の争点については、下級審判決と同じく、貴族院 5 人の裁判官は一致して、客観的基準に基づいて判断し、原告側の上訴を棄却した。

このようにして、貴族院は、第 1 の争点については原告側の上訴を認容して、第一審裁判所における再審理 (new trial) を命じた。

前にも述べたように、名誉毀損事件においては、言論の自由とのバランスをどうとるかが極めて重要な問題であり、そのバランスをとる法理が「公正な論評」である。わが国においては、いまだ「公正な論評」という法理がどこまで確立したか定かではないと思われる。英米名誉毀損法においても、まだ残された問題は多い。これからの議論、判例の積み重ねに注目しなければならないと考える。

(矢頭敏也)

第1 公正な論評における公正さの判断については、名誉毀損の陳述が含まれているとされる文書のみを検討すればよいとした事件

Telnikoff v. Matusevitch

第一審 高等法院女王座部 1989年5月24日判決（原告敗訴）

上訴審 控訴院民事部 1990年5月16日判決（上訴人（原告）の上訴棄却）[1991] 1 Q. B. 102.

最終上訴審 貴族院 1991年11月14日判決（上訴人（原告）の上訴の一部（争点1）認容，再審理命令，他は棄却）[1992] 2 A. C. 343.

1 本件の事実関係ならびに第一審および控訴院判決

(1) 事実関係

本件原告のテルニコフは、BBCのソヴィエト向け放送に見習いとして従事していた。1984年2月13日付けの全国紙デイリー・テレグラフ紙に、原告が書いたBBCのソヴィエト向け放送のスタッフの採用方法に関する『ソヴィエト向け放送の正しい波長の合わせ方』と題する論説が掲載された。その論説の中には次の内容が含まれていた。

「ロシア語放送の重要性が徐々に認識されだしてから30年経過したが、依然としてそれについての一般の人々の考えは未だ是正されていないと私は信じる。その考えは西側の重大な混同を反映し続けているが、脅威を与えているのがロシアなのか共産主義なのかは未だ明らかにはされていない。われわれは、共産主義が他の国民の宗教的および国民的願望に対してと同じようにロシア人の宗教的および国民的願望にとって異質なものであることを理解していない。

さらに、この混同はソヴィエト向け放送のスタッフ採用方針にも見受けられる。他の国向け放送ではほとんどの場合、放送の受け手側と民族的起源を同じくする人を採用しているのに対して、ソヴィエト向け放送は、ソヴィエト帝国のロシア語を話す少数派からほとんどが採用されている。彼らのうちロシア人と民族的に、精神的にそして宗教的に考えを同じにする人は10%程度である。多数を占める人々の水準や高潔さがどんなに高くても、それはギリシャ向け放送がキプロスのギリシャ語を話すトルコ人社会から90%の人を採用するのと同様に非論理的である。

他の東欧諸国に放送する場合、彼らが外部から奴隷化されていることを、そして、彼ら自身の国民精神や伝統をわれわれが主唱することで、異質なロシア人の共産主義によりよく抵抗できる、と認識している。しかし、こうしたアプローチは将来の望ましい選択としてのユーロcommunism, すなわち、人間の（ロシア人ではない）顔をした社会主義といった言葉を弄ぶ余地を残し、西側の左翼に大変都合のよいものになっている。

反ロシア感情を助長することによる共産主義イデオロギーの侵攻に対抗することは、ロシアの聴衆にとって目に見える価値はあまりない。「ロシア人」と「共産主義者」を同義に解することは、西側シンパのロシアの聴衆を遠ざけることになる。それは、ロシア人に対する他の者の中にある社会的敵がい心をあおりたてる。これらの語を同義に解することは、ロシアへの同情を社会主義体制への支持へと変えることにもなる。」

被告マツセヴィッチは、迫害を受けた後に移民したユダヤ系ロシア人であった。被告は、原告の論説が公表された当時、ロンドンでラジオ・リバティに勤務していた。被告は原告の論説を読み、デイリー・テレグラフ紙に投書した。その投書は1984年2月18日の紙面に掲載された。その投書の中には以下の内容が含まれていた。

「1. 編集長様『ソヴィエト向け放送の正しい波長の合わせ方』（2月13日付け）を読んで、私は、特にBBCのソヴィエト向け放送の採用方針が不適当であるとされる部分に衝撃を受けました。

2. ウラジミール・テルニコフ氏は次のように言っている。『他の国向け放送ではほとんどの場合、放送の受け手側と民族的起源を同じくする人を採用しているのに対して、ソヴィエト向け放送は、ソヴィエト帝国のロシア語を話す少数派からほとんどが採用されている。』

3. テルニコフ氏は、ロシアからの新移民の多数派はロシア国内で育ち、学び、働いていた人であり、彼らはロシア語を母国語とし、唯一の文化——ロシア文化——しかもたない人々であることを認識しているに違いないことは確かである。

4. 血管にユダヤの血が流れている人々は、ソヴィエト当局によって、同一の言語、文化および生き方を有している人々と同等であると感ずることを決して許されなかった。この偏執狂的な状況に侮辱され、自尊心を傷つけられて、これらソヴィエトの民族主義（反ユダヤ主義）政策に絶望した犠牲者は、機をみて移民したので。

5. 現在、BBC のソヴィエト向け放送は、ソヴィエトに向けて放送を行なっている西側の他の放送局の類似の放送と同様、新しいスタッフ（ロシア出身者）を雇うことに関心をもっており、通常とられる民主主義的手続に従ってスタッフを雇い入れるが、その際に関心がある点は応募者の専門的資格であって、人種ではない。

6. テルニコフ氏は、より効果的な放送のために、BBC のソヴィエト向け放送の運営は専門的な基準から人種を基準にした方法に変えるべきであると主張している。

7. テルニコフ氏は、ソヴィエト向け放送のスタッフの中の『人種的に異なる』人々の水準や高潔さがどんなに高くても、彼らは解雇されるべきであると主張することで、彼の人種差別主義者の手法を強調している。

8. デイリー・テレグラフ紙は、イギリスのメディアの普通の欄に筆者がなしたのと同じような人種の純粋性が欠如しているという主張の論説を拒絶することを私は確信している。

9. イギリスの新聞では人種差別的な見解が流布されることは受け入れられないことであることを期待できる。」

（訳者注：番号はキース貴族院裁判官が便宜上付けたもの。）

原告は、この投書に対して断固たる異議を唱えた。原告のソリシターは、被告に謝罪を求める手紙を書いた。しかし、謝罪はなされなかった。そこで、1984年4月18日に、ライベル（文書による名誉毀損）を理由とする訴訟開始令状を得て、被告を相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。

原告は、申立書（statement of claim）の中で、特に次の点を主張した。被告の投書は、そこで使われた文言の通常のそして本来の意味から、(1)原告は、人種の純粋性を維持するために、BBC のソヴィエト向け放送の採用手続に人種という判断基準を導入するように提唱し、(2)原告は、人種上の理由に基づいてBBC のソヴィエト向け放送の従業員を解雇するよう提唱し、(3)原告は、人種嫌悪や人種差別を煽り立てる発言をし、(4)原告は、人種差別主義者、反ユダヤ主義者、人種の優越性という考えあるいは人種の純粋性という考えの支持者あるいは提唱者である、ことを意味していると理解できる。

被告は、公の関心事に対する公正な論評（fair comment）の抗弁をしたが、真実性（justification）の抗弁はしなかった。原告は、それに答えて、被告の動機には明白な悪意（express malice）があったと主張した。

(2) 第一審および控訴院判決

本件は、1988年10月5日にマイケル・デイヴィス判事および陪審の面前で、被告欠席のまま、事実審理に付された。原告に対する損害賠償金65,000ポンドの認定と訴訟費用は被告が負担する旨の判決が下された。しかし、1989年4月28日、デイヴィス判事は被告の申立てに基づき、判決を取り消し再審理を命じた。

再審理は、ドレイク判事および陪審の面前で、1989年5月22日からおこなわれた。その中で、(1)適切に説示された陪審であれば公正な論評の抗弁を認めざるをえず、(2)明白な悪意の証拠はないという二点から、本件は陪審に付す事件ではないということが被告のために主張された。ドレイク判事はこの主張を受け入れた。原告はこれを不服とし控訴院に上訴した。

控訴院のロイド判事 (Lloyd L. J.)、グライドウェル判事 (Glidewell L. J.)、およびウルフ判事 (Woolf L. J.) は、以下の理由により全員一致で上訴を棄却した。

名誉毀損となると主張されている文言が論評にあたるか否かを決定する際には、本件における被告の投書のみに目を向けるのではなく、被告の投書を生み出すきっかけとなった原告の論説をも含んで判断すべきである。このやり方で判断した場合、問題の文言は、論評としかみなしえない。

客観的にみて論評が公正である場合、被告に明白な悪意があることを原告が証明しない場合には、被告は表明した意見を率直に抱いていたことを証明する責任を負わされない。

原告は控訴院の上訴許可を得て貴族院に上訴した。

2 当事者（最終上訴）の主張

(1) 上訴人（原告）側の主張

「デイリー・テレグラフ紙」に掲載された原告の論説の中には、ユダヤ人に対する言及もそしてどのような少数派のグループに対する軽蔑的な言及もなかった。同紙にのせられた被告の投書の中には事実に関する二つの誤ったそして名誉毀損的な陳述があるが、それは、イギリスの新聞に掲載させられる余地のない、原告が人種差別的な見解を抱いているとの陳述を連想させるものであった。第一審裁判官および控訴院は、申立てられていた文言が事実の陳述か否かという問題を陪審に付さなかった点で誤っていた。

判断を下すべき問題点は以下の点である。(1)被告の文言が論評と異なる名誉

毀損的な事実の陳述と理解されうるか。(2)(1)の問題点を検討する際に、裁判所は、論評であると主張されていることに対するのと同様に、その論評であると主張されていることの対象の文言に対しても考慮に入れることができるのか。(3)陪審はその論評を客観的に判断して公正ではないと認定することができたであろうか。(4)公正さは、主観的判断基準をも必要とするのか。(5)被告が悪意に動機付けられていたことを陪審が推測しえた証拠が存在したか。

第一の問題点に関しては、問題が事実であるか意見であるかを判断する基準は、文言が真実であるか誤りであるかを尋ねることである。この問題は事実に関して答えられるにすぎない。被告が、文言は正しく述べられた事実に対する誠実かつ悪意なしになした公正な論評である、と主張するのであれば、その主張を立証するのは被告自身である。その基準を適用する前提条件は、文言を論評であると読者が認識できることである。論評をなす者は、事実がどこで終わり、論評がどこで始まるかをはっきりと示さなければならない。

著者の見解を誤って記述したり著者が抱いていない見解を著者が抱いているとすることは、事実に関する問題であり、論評ではない。論評をなす者が著者が書いていないものを著者が書いたとするならば、それは公正な論評の適用範囲の外にある。事実の推測は論評になりうるが、それが、事実の陳述としてではなく、推測として示されていることを明らかにしなければならない。被告の推測が正に何に基づいているかを被告が明示している箇所は、被告の投書の中にはどこにもない。実際、その投書は推測に推測を重ねたものである。このことがもたらす結果については、Kemsley v. Foot [1952] A. C. 345, 356参照。

第二の問題点は、控訴院によって、解釈の問題、したがって、文脈の中で理解されるべきであると考えられた。しかし、ライベル法における解釈の問題は制定法や契約の解釈とは大変異なる。名誉を害する文言の本来のそして通常の意味を解釈するために、文言以外の証拠を使うことは許されない。

控訴院のアプローチは、實際上、正しくなく機能しない。論説の中の正確な文言を見ていないあるいはそれを思い出すことのできない投書の読者は、論説を依然としてたまたま手元に持っている少数の人々とは異なった結論に達する。

第三の問題点に関しては、論評は自由になしうるが、事実は侵されてはならないということが原則である。イギリス法が論評をなす者に与えている許容範囲は非常に大きい、常に、公正な人が問題となっている意見を表明することを正当化するのに十分な正しい事実があることを被告は立証するという制約に

服している。批評は、事実に基づかないあるいは主題から生じない単なる非難の隠れ蓑として使われてはならない。

第四の問題点に関しては、公正な論評の抗弁は、被告が次の二点を立証することが要件である。(a)被告が述べたことが客観的に判断して公正であること。(b)論評であると主張されていることが、発言者の真の意見を表わしているという意味で、率直 (honest) であること。二番目の要件は、被告は明白な悪意に動機付けられていたか否かの問題と別個に判断されうるし、そうされるべきである。悪意の問題については、立証責任は原告にある。

チャネスキー事件判決 (Cherneskey v. Armadale Publishers Ltd. (1978) 90 D. L. R. (3d) 322) におけるカナダ連邦最高裁判所の多数意見は、発言の内容が正しいと率直に信じていることが公正な論評の抗弁のきわめて重要な判断基準である、と判示した点で正しい。ロイド控訴院判事がこれと反する見解を述べているが、カナダの多数意見を支持するイギリスの判例がある。

第五番目の問題点に適用される正しい判断基準は、人が悪意を発見しうる何らかの証拠が存在したか否かである。ドレイク第一審裁判官がとったアプローチは比較衡量であった。それは危険なアプローチである。何故なら、それは悪意があるともないとも陪審が認定できる証拠を退けることにつながるからである。正にこのタイプの証拠こそ、陪審は何れの認定もしうるもので、陪審に付されるべきである。原告の見解を大幅に誇張することは、悪意の証拠となりうる。

(2) 被上訴人 (被告) 側の主張

判断が下されるべき最初の問題は、解釈の問題として陪審が投書には名誉毀損的な事実の陳述が含まれていたと認定しえたか否かという問題である。ライベルを理由とする訴えの中で申立てられている文言は、全体として読まなければならない、裁判所がとるアプローチは、文言が出ている出版物の一般の読者のとるアプローチと同じである。ドレイク第一審裁判官および控訴院は、原告の解釈は奇妙で不自然であると判示した点で正しかった。

第二の問題点は、投書の第 6 節および第 7 節が事実の陳述として解釈されるべきか論評として解釈されるべきかを判断するために、論説を考慮に入れることが許されるか否かという問題である。申立てられている文言の対象である主題が、その文言の中で十分に挙げられているか示されていて、その主題が、その文言を読む者の多数が知っていそうか手に入れられそうであるという意味で公にされている場合には、文言が事実の陳述と読まれるべきか論評と読まれるべきかを判断するためには、主題それ自体を考慮に入れることは許されるし、

実際そうすべきである。

申立てられている文言をその文脈の中で読んでいない読者は常にいるであろう。これらの読者は、名誉毀損法の目的のためには、無視されるべきである。

投書の内容全体および投書が言及している論説に目を向けることで問題が判断されなければならない。投書がその文脈の中で判断されれば、申立てられている文言は明らかに論評であって事実の陳述ではない、というウルフ控訴院判事の判決に信頼を置くことができる。ウルフ控訴院判事が判示したように、このアプローチを採用することは、公平な論評の抗弁が不当に制限されないために、望ましいことである。

公正な論評の抗弁を立証するために、客観的基準をクリアする他に、被告は論評が被告の率直な意見であることを立証しなければならないのか。この答えは、ドレイク第一審裁判官および控訴院が判示したように、否定形である。

原告が提出したものからは、いかなる陪審も被告の主たる動機が自己の率直で強く抱いている意見を表明する以外に原告を侵害することにあると認定することはできなかった、という結論以外導き出せない。

3 貴族院における争点および判決

(1) 争点

(i) 公正な論評の抗弁の成立要件に関して、ある表現が論評か事実かを判断する際に考慮に入れるべき範囲はどこまでか。すなわち、名誉毀損的表現が示されている文書だけか、あるいは、その文書を生み出すきっかけとなった文書も含めるべきか。

(ii) 被告の側の悪意の存在の立証は、主観的判断によるのか客観的判断によるのか。

(2) 判決

争点(i)に関しては、その範囲を名誉毀損的表現が示されている文書全体に限る（多数判決）。

争点(ii)に関しては、判断基準は客観的判断（全員一致）。

貴族院は、1991年7月15、16、17日の3日間審理を行なった後、11月14日に判決を言い渡した。判決は5人の裁判官(Lord Keith of Kinkel, Lord Brandon of Oakbrook, Lord Templeman, Lord Ackner, Lord Oliver of Aylmerton)によって下された。

4 判決の要旨

(1) キース判事

私の意見では、私の理解するところでは本院の多数の裁判官と同様に、投書だけに目を向けるなら、感情を害する節が事実の陳述を含んでいると認定することは当然に陪審に付されるものである。投書の第2節は原告の論説の一文を引用している。第6節では、事実の陳述の形式をとりつつ、原告はBBCのソヴィエト向け放送が専門性を判断する基準から人種的判断基準に転換するべきであると主張していると述べている。これは原告が論説の中で述べたこととは違うことを述べていると読まれうるように私には思われる。第7節に関しては、「テルニコフ氏は彼の人種差別主義者の手法を強調している」との文言は明らかに純粋な論評であるが、以下に続く「ソヴィエト向け放送のスタッフの中の『人種的に異なる』人々の水準や高潔さがどんなに高くても、彼らは解雇されるべきであると主張することで」は、私の見解では、被告が論評の対象としている事実、すなわち、原告が原告の論説の中でそのような主張をしたという事実として読まれうる。読者は、「人種的に異なる」という文言が引用符の中に置かれており、したがって、それらの文言は（実際にはそのような文言は現れていない）論説からの引用であることを示すという理由で、原告がそのような主張をしたと考える可能性がより高いかもしれない。ドレイク第一審裁判官は、第6節および第7節は原告の論説において述べられた見解が実際に行なわれた場合の論理的帰結となることがらを表現しているにすぎないとの見解をとったが、ロイド控訴院判事は、第6節の文言の意味は、「テルニコフ氏は……を事実上要求している。」であると述べた。しかし、以下の事実が残る。すなわち、投書を書いた者は、そのような言葉を使っておらず、また、彼が書いたものが、論説の文言から引き出される推論であることを示すような他の言葉も使っていなかった。

そこで、投書の第6節と第7節が事実の陳述を含んでいるのか、それとも純粋な論評であるのかを決める際に、原告の論説から投書に引用された文だけでなく、原告の論説のすべての文言を考慮に入れることが許されるのか否かという問題が生じる。私の意見では、投書はそれのみで検討されなければならない。投書の読者には原告の論説を読んでいなかった人、あるいは読んだとしても論説の文言が十分に記憶に残っていない人が相当数含まれていたに違いない。そのような人々にとっては投書は第6節と第7節において原告が論説の中で書いたことについての事実の陳述を含むようにみえるなら、そして、このことは私

がすでに指摘したようにおおいに有りえそうだが、もしそうならば、そういった人々は、原告は明らかに名誉を傷つけられたと考えるであろう。この問題は、投書の読者が原告の論説を読んだという可能性の有無によって決められない。ある場合には、ある主題についての批評を読んだ人の多くがその主題についてなじんでいることもありうるが、他の場合には、たとえば、主題が限られた聴衆に対してなされた講演といった、主題についてなじんでいる人が極めて少ない、ということもありうる。いずれの場合にも同じ原則でなければならない。

ロイド控訴院判事が控訴院における自らの判決の中で苦心したのは、彼自身が異様と認めたもので、それは、投書が論評だけを含むか否かを決定する際には陪審は論説の文言を考慮に入れることを許されるべきではないが、もし陪審がその問題を肯定的に判断したなら、論評が公正であるか否かを判断する目的のためには論説に目を通すことが許されるべきであるということである。私としては、この点について何らの望ましくないものを見出すことはできない。陪審は最初の問題に判断を下す際に、投書が論説を読んでいない者の心に与える効果を考えるよう単に説示を受けるにすぎないであろう。ロイド控訴院判事はまた、もし新聞の投稿者が論評の対象に選んだ論説の文言を陪審が検討することが許されないとするならば、論説全文を投書に示さなければならないという、新聞の編集者にはとても受け入れられない条件となり、公の関心事についての自由な討議は制限されてしまうことになる、とも考えた。その考えは、私の見解では、十分に根拠があるものではない。新聞に投書をする者は、自分が論評をしているのであり、自分の論評の対象である主題について誤った表現をとらないような合理的な注意を払う義務を負っている。論評であることを示すことが可能であるとロイド控訴院判事が考えたようなこの目的のための適切な言葉を使うことは困難ではない。同様に、新聞のどの編集者も、投稿者が書いたことが純粋な論評であり、その者の論評していることについて誤った表示を含んでいないことをはっきりさせやすい言葉を投稿者が用いているかを見定めるのには何の困難もないはずである。

ロイド控訴院判事は、「ケムズレーより低級」事件と称される *Kemsley v. Foot* [1952] A. C. 345 事件判決におけるポーター貴族院裁判官の判決の中に自らの見解に対する支持を見出した。この事件は、申立てられている文言が事実の陳述であるか論評であるかについての何らかの争点が生じる事件ではなかった。ポーター判事は、354頁で以下のように述べた。

「私が理解しているところでは、その論説に含まれている文言が事実であ

って論評ではないということは主張されていない。むしろ、その文言は論評を支持する事実のない論評であると主張されている。したがって、本院が判断を下す問題点は、公正な論評の抗弁が、論評に論評の基となる事実の陳述が伴っている場合にのみ認められるのか否かということであり、事実が述べられなければならない特殊性を決定することである。」

論評の対象、すなわち、ケムズレー・プレスは、論評がなされたこと、つまり、大衆一般によく知られているということを正当化しう程十分はっきりと示されたと判示された。被告は、根拠としたケムズレー・プレスに関する事実の詳細は論評が公正であることを示しているものであると主張した。ポーター判事は、355-356頁で以下のように述べた。

「もし作家が戯曲や本を書き、あるいは作曲家が音楽作品を作るならば、彼はその作品を公衆に提示し、それによって論評を招いているのである。すべての公衆がそれを見聞するわけではないが、その作品は、裁判所の事件が公開で審理されているのと同じ意味で公のものなのである。多くの場合、関心を持つすべての人が裁判を傍聴することは不可能であるが、法廷に場所の余裕がある限り誰でもが傍聴する資格を与えられ、論評がなされる対象が世間一般に示されている。同一の所見が新聞の場合にも当てはまる。たとえ批評が特定の争点に限られていようと、一般におこなわれているやり方を扱おうと、また、ライブルとなる文書が公表対象としている人すべてが必ずしもそれぞれの発行物に目を通していたり、あるいは目を通す可能性があるというわけではないとしても、批評が加えられる対象は公にされているのである。したがって、公衆がともかくも論評が基礎を置く主題を自ら確かめる機会を持つという理由で、その内容と手法は論評を受ける。私は一般に知られている定期刊行物に対する言及であることを考えている。当面の目的にとっては、一般によく知られていない刊行物の場合、裏付けとなる事実を欠いた批評について、同一の所見がどの程度まで当てはまるか考慮することは必要ない。」

これらすべては、申立てられている文言が純粋な論評であると認められた文脈の中で述べられた。したがって、この一節は本件には適用されない。

申立てられている文言が論評であると明らかに認められるべきであり、論評されている主題が示されているなら、その場合には、論評が公正であるか否かを判断するために、主題に目が向けられなければならないことは疑いえない。ケムズレー事件判決は、表面的には事実の陳述であるものを論評とする目的の

ために主題に目が向けられる場合があるという考えにとって何らの先例ともならない。もちろん、事実の陳述が真実でないことを確かめる目的のために、主題に目が向けられる場合もある。Merivale v. Carson (1887) 20 Q. B. D. 275事件では、ある劇についての公表された批評では「みだらな妻」とされる登場人物の一人について言及されていたが、実際には劇の中にそのような不貞の妻は登場していなかった。ボーエン控訴院判事は、284頁で次のように述べた。

「さらに、論評をなした者が公正な批評の領域を超えていると私には思われる種類の事件もある。——私が意味しているのは、論評をなした者が作者が実際には書いていないものを書いたことにしてしまっている場合である。それは作品についての誤った記述であろう。作品中の人物に不満を持ち、それを良くない傾向だと思うと言うのと、実際には作品の中に何の不貞も出てこない場合に作品は不貞を扱っているとぬけぬけと言うのとの間には、大きな違いがある。陪審は、後者の場合が公正な論評の範囲を超えていると考える権利があるであろう。」

私の結論では、被告の投書の第6節と第7節が事実の陳述を含んでいるかどうかという問題を陪審の判断に付さなかった点でドレイク第一審裁判官は誤っていた。

ドレイク第一審裁判官はまた、第6節および第7節が純粋な論評であると考え、それらが公の関心事に関する公正な論評を構成しているのか否かという問題を、陪審に付すことを拒否した。控訴院もまた、この点に関する彼の判断を支持した。双方とも、公正な論評に関する通常の客観的基準を適用すれば、どんな陪審でもそれは満たされていると考えざるをえないという見解をとった。ロイド控訴院判事が、その基準は、どんな者でも、すなわち、どんな偏見を有し強情な者であろうと、被告が投書に述べた考えを率直に抱くことができるか否かである、ということ述べたことは正しかった。私は、その基準を正しく適用することによって得られる唯一の合理的な結果に関しては、ドレイク判事および控訴院に同意し、この問題を詳述する必要がないと思う。しかしながら、控訴院および本院で、原告側の弁護士によって、公正な論評であると抗弁する被告は、客観的基準を満たすことに加えて、その論評が、彼自身の率直な意見を表わしていることを積極的に証明しなければならないが、本件被告は、彼が証拠を提出する前に事件が陪審に付されることがやめられてしまったために、この証明を行っていない、ということが主張された。先例を広範囲に検討した後に、ロイド控訴院判事は、この主張は根拠が薄いという結論をだした。こ

これらの先例の中には、カナダ連邦最高裁判所における *Cherneskey v. Armadale Publishers Ltd.* (1978) 90 D. L. R. (3d) 321. 事件判決が含まれていた。この事件の被告は、新聞社の編集者および所有者兼発行人で、この新聞社は、投書者が原告を人種差別的な考えを有すると非難する内容の編集者に対する投書を新聞に載せた。この投書者は証拠を提出しなかったが、被告の証拠で申立てられた投書が彼ら自身の見解を率直に表わしていないことを明らかにした。第一審裁判官は公正な論評の抗弁を陪審に任せることを拒否し、そして、連邦最高裁判所は、6 対 3 の多数で第一審裁判官が正しく行動したという結論を出した。ロイド控訴院判事は、その判決の少数意見が多数意見よりも好ましいとし、そして、前者が広範囲に渡る検討の中で引用されたイギリスの先例により十分に裏付けられる、との考えを述べた。私は敬意を表してロイド判事に従い、自分の任務として、彼の検討を繰り返すことは必要性を越えた仕事であると思われる。この点に適用される法は、*Gatley on Libel and Slander*, 8th ed. (1981) p. 348, para. 792. に正しく述べられている。

「悪意の証明責任：公正な論評 同様に、公正な論評の抗弁に頼る被告は、論評が彼の率直な意見の表明であることを証明する必要はない。『原告は、何らかの不正さを主張する際には、悪意の主張の場合と同様に、論評が、使われた言葉の点であるいは何らかの文言外の状況の点で不正であるということを証明する責任がある。』」

最後に、原告のために、ドレイク第一審裁判官が、陪審に付することが適切であるような明白な悪意の証拠がない、と判断したことは誤りであったこと、そして、控訴院がその判断を支持したことは誤りであった、ということが主張された。私は、その判断が正しいものであることに満足しており、この問題について詳しく述べることは必要でないと考える。

これらの理由により、被告の投書の第 6 節と第 7 節が純粋な論評を構成するのがあるいはそれらが事実の名誉毀損的な陳述を構成するのかを判断することを陪審に付すべきであったか否かの争点に関してのみ上訴を認容する。原告側がなした主張は多くの点で認められなかったので、控訴院および貴族院での訴訟費用の半分を、そして、第一審のドレイク判事の下でのすべての訴訟費用を原告負担と裁定する。

(2) テンプルマン判事

被告の投書のある部分が、名誉毀損的である、すなわち、原告の名声を傷付け、社会の普通の構成員が抱く原告に対する評価を低下させる傾向のあるもの

であったと原告は主張している。もし、投書の内容が公正な論評であるなら、それらが名誉毀損的であっても、原告は申立てをなすことができない。しかし、投書の内容が名誉毀損的な事実の陳述を含むものであるなら、投書に示された事実の陳述が真実でない限り、原告は名誉毀損を理由とする訴訟で勝つ。もし、内容が、

「事実の陳述であり、その事実が真実でない場合には、公正な論評の抗弁は援用されえず、適切な場合には、何が論評で何が事実かを決めるのは陪審に委ねられているが、その権利行使の前提条件は、文言が事実の陳述であると受けとれることである。」（*per Lord Porter in Turner v. Metro-Goldwyn-Mayer Pictures Ltd.* [1950] 1 All E. R. 449, 461.）

本件における問題点は、裁判官によって答えがだされようが、陪審によって答えがだされようが、投書が事実を述べているのか論評をしているのかである。ドレイク第一審裁判官および控訴院は投書の内容はすべて論評であるという意見であった。本院は、（アクナー判事はおそらく別であろうが）キース判事によって述べられた「投書だけに目を向けるなら、感情を害する節が事実の陳述を含んでいると認定することは当然に陪審に付されるものである」という意見と同じである。グライドウエルおよびウルフ両控訴院判事は、同じ意見であるにもかかわらず、被告の投書を生み出すことになった原告の論説に照らすと投書の内容すべてが議論の余地なく論評であり事実ではないと結論付けた。私の意見では、事実であるか論評であるかは投書の正しい解釈に左右され、論説の正しい解釈に左右されるものではない。投書の中で被告が事実の陳述をしたとすれば、それらの陳述は原告によって書かれた論説によって、論評に変えられることはない。この論理的な結果は二つの点で、争われている。

第一に、第一審裁判官は陪審に、論評が公正か否かを決定する際には、論説を参照しなければならないが、そもそも論評であるか否かを決定する際には、論説を参照してはならないと説示しなければならない、といわれている。陪審の第一の職務は、いずれにしても、投書の内容が事実か論評かを投書を検討して決定することであるに違いない。投書の内容が論評である場合に、そして、その場合のみ、陪審はそれらの論評が公正であるかを検討しなければならない。

第二に、被告が事実を述べているのか論評をしているのかを決定する際に陪審は名誉毀損であると主張されている被告の陳述を検討することしかできないなら、公正な論評の抗弁は不当に制限され、言論・出版の自由は抑制される、といわれている。私の意見では、この主張は、公正な論評の抗弁と真実性の抗

弁との差異を不鮮明にする。新聞は、批評の中で実際に表明された節に批評を限定することで名誉毀損を理由とする訴訟から自己防衛をなしうるのみである、と主張された。私は同意しない。批評をする者は、私人であろうと公人であろうと、個人であろうとプレスであろうと、原告の発言を引用しているのではなく、原告が述べた言葉に対して論評をしているのだということを明確にささえればよい。本件では、投書の当該部分が原告の発言の言葉であるかどうかを決定するのは陪審であろう。

これらの理由により、そして、キース判事によって表明された見解に同意して、私はキース判事が下した命令に同意する。

(3) アクナー判事の反対意見の要約

公の関心事に対して論評する自由は民主主義社会の機能にとっていかに重要であるかを宣言している多くの判例がある。

Lyon v. The Daily Telegraph Ltd. [1943] K. B. 746. 事件判決において、スコット控訴院判事は752頁で以下のように述べている。

「一度公正な論評の抗弁が認められれば、ライベルが成立しない理由は、公の関心事について自由に論じることは公の利益であるからである。」
スコット判事は判決の終わりのほうの753頁で付け加えた。

「それ〔公正な論評の権利〕はイギリス国民にとってとても大切な自由な発言と著述の根本的な権利のひとつであり、それはわれわれの個人の自由のためにわれわれが依拠する法の支配にとってきわめて重要なので、裁判所は『公正な論評』の権利が縮小したり弱められたりしないよう守らなければならない。」

Slim v. Daily Telegraph Ltd. [1968] 2 Q. B. 157. 事件判決において、デニング記録長官判事は170頁で以下のように述べている。

「公正な論評の権利は、言論の自由を形成する不可欠な要素の一つである。われわれは、この権利を無傷のままに維持しなければならない。それは法的に微妙な技巧によって縮減されてはならない。」

申立てられている文言が事実の陳述であるとされるか否かを決定するのは第一審裁判官のみが行ない、彼の判断が正しいか間違っているかは上級審が判断すべき法律問題である。ドレイク第一審裁判官は、文言は事実の陳述とはとれないと判断し、控訴院が彼の判断を支持した。

申立てられている文言が論評として理解されうるか事実の陳述として理解されうるかは、用いられた文言全体、その文脈、そして公表の状況の検討に左右

される。本件で極めて重大な問題は、何がその文脈なのかということである。

被告の投書は、それに先行する原告の論説によって引き起こされたものであり、原告の論説の5日後に、原告の論説が載ったのと同じ新聞に掲載された。しかも、被告はその投書の冒頭で、原告の論説すなわち被告が論評の対象とするものの出典（日付および表題）を特定している。

これに対して、そのような特定をしても、そもそも投書しか目にしない読者もいると原告側は主張するが、それはあたらない。もし、論評をその論評だけで判断しようとするなら、実際的な見方をすれば、公的に重要な事柄に対する論評の自由は架空の実在しないものとなる。

公正な論評の抗弁は、公の関心事に対する論評の権利に基づいているもので、公表の範囲に制限が有るという事実には左右されるものではない。公正な論評の抗弁は、論評の対象を明示したすべての者が援用できる抗弁でなければならない。全く正当化することのできない法的に微妙な技巧によって、言論の自由という極めて重要な権利を制約してはならない。このように考えることは、原理上明白に正しいのみならず、ケムズレー事件判決に示されるように、貴族院の見解を反映するものである。

第2 関連判例

公正な論評の抗弁は論評の対象についての事実の陳述が含まれていない
論評の場合にも認められるとしたケムズレー対フット事件判決

Kemsley v. Foot [1952] A. C. 345.

1952年2月25日、貴族院判決

(1) 事実関係

よく知られている新聞社の社主であったケムズレー卿の名前が、ケムズレー卿とは関係のない新聞社の行為を論評する論説の表題に「ケムズレーより低級」という表現で用いられた。そこで、ケムズレー卿がライベルを理由とする訴えを提起した。

被告は、問題とされた表現は公正な論評にあたるとして、責任を否定した。原告は、問題となる表現が論評にあたらないということは主張せず、それはその論評の対象である事実が示されていない論評であると主張した。そこで、争点となったのが、公正な論評の抗弁は論評に論評をする対象の事実についての陳述が伴っている場合にしか許されないのか否か、という点であった。

(2) 判決の要旨

公的に重要な事柄に対してなされる論評の形態は、ほとんど無限なほど多様である。公正な論評の抗弁が認められるためには、論評の基礎となっているすべての事実を、ライベルにあたるといわれている文書中に述べる必要はない。

本件では、事実に十分にに基づいていることが文言から推測されうる。つまり、原告は、実際に社主である新聞社に対して責任を負っていた。論評は、原告所有の新聞社が低級であるというものであり、その表現を正当化するに足る何らかの事実があれば、被告の公正な論評は認められる。

読者が、論評のもととなっていることを正確に目にできるということは重要ではない。論評の対象である公的に重要性をもつ事柄が、不正確かあるいは不誠実でなく十分に述べられていれば、それで十分である。

新聞は一般大衆に対して提示されているので、新聞は文芸作品と同様に論評の適切な主題である。そして、それらに対する論評は、公正であるためには、それらの文字で示される内容に限定される必要はない。

第3 解説

1 名誉毀損法および公正な論評についての概説

英米の名誉毀損法には、歴史的な理由により、二つの種類がある。すなわち、ライベル (libel=文書による名誉毀損) とスランダー (slander=口頭による名誉毀損) がある。16世紀までは、名誉毀損法に関する裁判管轄権は、一般に、教会裁判所にあった。その後、コモン・ロー裁判所が、現在のスランダーにあたる訴訟方式を発展させていった。スチュアート朝の時代には、星室裁判所 (Court of Star Chamber) がライベル型の事件に対する刑事裁判管轄権を行使するようになった。1641年に星室裁判所が廃止されたため、その管轄権はコモン・ロー裁判所に移された。そこで、コモン・ロー裁判所は、ライベルとスランダーとを、ライベルにおいては損害は推定されるがスランダーにおいては原告が特別損害を立証しなければならない点で区別した (名誉毀損法の歴史については、Baker, J. H., "An Introduction to English Legal History, 3rd ed. Butterworths (1990) 495頁以下参照)。また、ライベルとスランダーとの区別は、不正義をもたらす時代錯誤のもので、廃止されるべきであるという提案がなされている (The Report of the Committee on Defamation, Cmnd 5909 (1975))。

ところで、これら二種類の名誉毀損は成立要件にいくらかの違いはあるが、ライバルもスランダーもともに人の名声に関する権利を保護するものである。したがって、名誉毀損となる事柄が第三者に伝達されなければ、不法行為は成立しない。というのは、名誉毀損で問題となるのは、名誉を毀損された者に関して他の人が抱く意見であるからである。つまり、原告に対して彼自身を直接侮辱することは名誉毀損を構成しない。名誉毀損は、原告の傷付けられた感情ではなく、原告の社会的名声に関わるものであり、名誉毀損的陳述とは、その陳述が対象としている人の名声を侵害する傾向のある、すなわち、陳述の対象者に対して社会一般の構成員が抱く評価を低下させる傾向のある陳述のことである。名誉毀損を理由とする訴えでは、被告の反証がないかぎり名誉毀損的表現は真実ではないと推定され、悪意は一般に重要ではなく、名誉毀損の多くは、特別な損害を立証することなしにそれ自体で訴える。したがって、原告は、(1)原告が申立ての対象としている事柄が名誉毀損的であること、(2)それが原告に対する言及であること、そして(3)それが第三者に対して公表されたことの三点を立証すればよい。

このようにして、個人の名声は守られる。しかし、個人の名声を守るために名誉毀損法が与える保護の範囲が広がり過ぎると、そのことは言論・表現の自由を制約することになりかねない。イギリスの名誉毀損法は、言論の自由を犠牲にして、名声の保護に重きを置きすぎているという批判がなされている(John Cooke, *Law of Tort*, Pitman (1992) 222頁)。すなわち、アメリカ合衆国においては、言論の自由は憲法上の保障(合衆国憲法第1修正)が与えられているが、イギリスにおいては、言論の自由に対して与えられる保護は、名誉毀損に対する抗弁権によって与えられるにすぎないからである。したがって、名誉毀損を理由とする訴えにおいて認められる抗弁は極めて重要な意味を有しているといえる。

英米の名誉毀損法において認められている抗弁は三つに大別することができる。まず第一のものは、真実性の抗弁(justification)といわれるものである。これは、原告によって名誉毀損に当たると申立てられている事柄が、真実であることを被告が立証することによって成立する抗弁である。二番目のものは、特権(privilege)が与えられている場合に成立する。特権には、国会や訴訟手続における陳述のような絶対的な(absolute)特権と、陳述者が陳述すべき一定の義務を負っている場合のような条件付(qualified)特権の二種類がある。特権が認められる場合というのは、法が何らかの理由でそのような場合を神聖な

ものと考え、名声の保護よりも言論の自由のほうが重要であると考えられる場合である。三番目の、そして最も重要なものは、公の関心事に対してなされる公正な論評 (fair comment) である。以下、テルニコフ事件において主張された公正な論評の抗弁について簡単に説明する (なお、公正な論評については、Johnston, "Uncertainties in the Defence of Fair Comment" (1979) 8 N. Z. U. L. R. 359. 参照)。

公正な論評の抗弁が認められるためには、三つの要件が満たされなければならない。第一の要件は、対象が公の関心事 (public interest) でなければならないということである。公の関心事の中には、公職についている人々の公的な行為は含まれるが、一般にそれらの人々の私的な行為は含まれない。さらに、何であれ、その評価のために一般大衆に対して提示されるものは、公の関心事となる。したがって、新聞や雑誌に掲載される論説、書籍、劇、ラジオやテレビの放送などは、公の関心事となる。

第二の要件は、陳述が、事実 (fact) の陳述ではなく、事実に対する論評 (comment) でなければならないということである。この点で、公正な論評の抗弁は真実性の抗弁と区別されなければならない。公正な論評の抗弁においては、論評がいかなる事実に対してなされているのかをはっきりさせるよう、論評の対象となっている事実が述べられるか示されるかなければならない。しかし、論評をする際に、論評の対象である事実を詳細に述べる必要はなく、論評が対象としている主題を一般の人々が自分自身で確認できる機会があれば足りるとされている。ある陳述が、事実の陳述にあたるのか、論評にあたるのかを区別することは容易なことではない。この点を判断する際に、どの部分に目を向けることが許されるのかということが、まさにテルニコフ事件における争点の一つであった。論評の対象となっている事実、真実でなければならないが、陳述された事実のすべてについての正しさを証明する必要はなく、公正な論評の抗弁のためには、申立てられている文言で言及されている事実が立証されれば十分である (Defamation Act 1952, s. 6)。

公正な論評の抗弁の三番目の要件は、論評が公正であるということである。ここでの公正さとは、論評が被告が率直 (honest) に抱いた意見であるということである。したがって、客観的に見た場合、明らかに不公正 (unfair) になりうる論評も、公正な論評の抗弁によって保護される。このため、この抗弁の呼び名を「公正な論評」から単なる「論評」に変えるべきであるという提案がなされている (The Report of the Committee on Defamation, Cmnd 5909, para.

152（1975））。被告が表明した論評を率直に抱いているかということをもとの基準を用いて判断するべきかという点が、テルニコフ事件における第二の争点であった。被告が論評をなす動機に悪意がある場合には、公正な論評の抗弁は認められない。

2 テルニコフ事件判決の理論構造

(i) 名誉毀損を理由とする訴えは、陪審を用いて審理を行なうことのできる数少ない民事裁判の一つである。一般的に、陪審と裁判官との間の役割分担は、陪審は事実問題に判断を下し、裁判官は法律問題に判断を下すとされている。名誉毀損を理由とする訴えの中で、被告が公正な論評の抗弁を主張した場合には、問題とされる表現が事実の陳述にあたるのか論評にあたるのかという点、および、もしその表現が論評であるなら、その論評は公正なものであるのか、あるいは、被告の動機には悪意があったのか否かという点は、原則的には陪審が判断を下す問題であるとされる。しかし、それらの問題に対して出されるはずの答えがあまりにも明白であると考えられる場合には、それらの問題に対する判断は陪審に任されることはない。

(ii) 本件では、ドレイク第一審裁判官が、被告側の主張を受け入れ、どのような陪審に判断を任せたとしても、公正な論評であるという結論に達するであろうし、また、悪意の存在を示す証拠もないと考え、陪審審理をする必要がないと判断した。控訴院は、第一審裁判官の判断を支持した。控訴院は、問題とされる表現が事実の陳述にあたるのか論評にあたるのかという点の判断の際に、被告の投書のみならず、被告が投書するきっかけとなった論説をも考慮の対象とした。原告は、第一審裁判官が下した被告の表現が論評にあたることとした判断を控訴院が支持し、問題を陪審の判断に委ねなかった点は誤りであるとし、貴族院に上訴した。そこで、貴族院において、第一審裁判官および控訴院が正しいのか否か、すなわち、論評であると判断を下す際に考慮に入れることのできる部分がどこまでかという点が第一の争点となった。さらに、原告は、被告に悪意がなかったと判断する際にも陪審を用いなかった点が誤りであると主張した。そこで、貴族院における第二の争点となったのが、公正な論評の抗弁の目的のためには、被告が表明した論評を客観的に判断して被告が率直に抱いていたとみなせるだけで十分なのか、それとも、論評した意見を被告自身が実際に抱いていたことを被告は立証する責任を負っているのか、という点であった。

(iii) 第一の争点については、貴族院は四対一の多数意見で、考慮に入れるべき

対象の範囲を被告の投書全体だけに制限する考え方をとった。事実の陳述であるのか論評であるのかを決定する際に考慮に入れるべき対象として、(a)名誉毀損にあたと主張されている該当部分、(b)該当部分を含む投書全体、そして(c)投書全体と投書を引き出す原因となった原告の論説が考えられる。このうち(a)の考えを支持する裁判官はなく、多数意見は(b)を、反対意見のアクナー判事は(c)を支持した。多数意見の中で中心的な判決を述べたキース判事は、(b)の考え方を支持する理由として、まず、被告の投書を引き出す原因となった原告の論説をも含めて判断するやり方は、実際には論説を読んでいなかったり、あるいはたとえ読んでいたとしても、その内容を思い出せない人々がいるので、正しいアプローチではない、という原則上の理由を示した⁽¹⁾。テンプルマン判事もこれに同意した⁽²⁾。さらに、キース判事は、被告が引き合いにだしたケムズレー事件判決は、事実関係の相違という点で区別し、同事件判決を本件に適用することを拒否した。すなわち、ケムズレー事件では問題とされた表現が論評であること自体は争われておらず、事実の陳述となるか論評となるかが争われている本件とは異なるとした⁽³⁾。また、キース判事は、論評をする者は、自身がなしているのが事実の陳述ではなく、論評であることを明確にする義務を負っており、そのことをすることは決して難しいことではない、との考えを示した⁽⁴⁾。

これに対して、アクナー判事は、言論の自由を保障することが民主主義社会においてどれほど重要なことであるかを強調し、公正な論評の抗弁を広く認めることによって言論の自由を確保すべきだ、という政策的理由を示した⁽⁵⁾。その上で、まったく正当化することのできない法的に微妙な技巧(unjustified legal refinement)を用いるなら、公正な論評の抗弁は架空の存在しなくなってしまうと非難する⁽⁶⁾。さらに、本件では被告は、投書を書く原因となった原告の論説を投書の中で特定しているので、このような場合にも、投書の内容だけでそれが事実の陳述であるか論評であるかを決めるのであれば、結果的には、公的に重要性を持つ事柄を一般大衆が議論することでなされる意味ある貢献は大幅に縮小してしまうと考えた⁽⁷⁾。そこで、アクナー判事は、事実の陳述である

(1) [1992] 2 A. C. 343, 352.

(2) Ibid., 356.

(3) Ibid., 353-354.

(4) Ibid., 353.

(5) Ibid., 357.

(6) Ibid., 361.

(7) Ibid., 361.

か論評であるかの判断が求められている本件においても、論評が公正であるか否かの判断が問題となったケムズレー事件判決で示されたように、該当する文言が示されている文書以外のよく知られている、あるいは知ることのできる事柄をも含めて判断を下すアプローチをとるべきであるとの反対意見を述べた⁽⁸⁾。

(iv) 第二の争点については、全員一致で下級審の判断を支持した。すなわち、この点に関して、原告は、論評をなす者はその論評を自らが率直に抱いている意見であることを立証しなければならないという主観的判断基準を満たさなければ公正な論評の抗弁は成立しない、と主張した。これに対して、貴族院は、判断基準は、どんな者でも、すなわち、どんな偏見を有し強情な者であろうと、被告が投書に述べた考えを率直に抱くことができるか否かという客観的基準で十分であるとした⁽⁹⁾。

(v) 以上のことから、陪審による判断が求められる事件の場合には、裁判官は陪審に対して、問題とされる表現が事実の陳述であるか論評であるかを判断する際には、該当する文言が示されている文書だけに目を向けるよう説示しなければならないが、それが論評である場合にその論評が公正か否かを判断する際には、該当する文言が示されている文書以外の事柄も考慮に入れるよう説示しなければならないという、相反する説示をしなければならないという問題点が考えられた。アクナー判事は、そのような状況を生じさせないためにも、事実の陳述にあたるか論評にあたるかを判断する際に該当する文言が示されている文書以外の事柄を考慮に入れることが許されるべきであると主張した⁽¹⁰⁾。これに対して、多数意見は、陪審の任務に段階を付け、事実の陳述であるのか論評であるのかを判断するのが先で、その後論評であると判断された場合にだけ公正であるか否かの判断を任されるのであるから、問題は何ら生じないとした⁽¹¹⁾。

(8) Ibid., 361-362.

(9) Ibid., 354-355 *per* Lord Keith および 356 *per* Lord Templeman.

(10) Ibid., 362-363.

(11) Ibid., 354-355 *per* Lord Keith および 356 *per* Lord Templeman.